解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十四日開催の総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

三重県津市桜橋二丁目一七七番地の二

社団法人三重県ダンプカー協会

清算人　宮本　武蔵

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

京都府亀岡市宮前町神前長野一五番地

財団法人亀岡市交流活動センター

代表清算人　久世　耕司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

京都府京都市下京区烏丸通七条上る常葉町七五四番地宗教法人真宗大谷派宗務所内

財団法人真宗大谷育英財団

代表清算人　安原　晃

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

大阪府高石市加茂四丁目一番一号

財団法人高石市施設管理公社

代表清算人　福村　壽之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

大阪府高槻市桃園町四番一五号

財団法人高槻市水道サービス公社

清算人　法幸　貞次

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月十四日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

兵庫県赤穂郡上郡町竹万八六四番地一一

上郡町竹万土地区画整理組合

清算人代表　高橋　學

解散公告（第二回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

奈良市西大寺新田町一番一五号

社団法人日本和裁教育振興会

代表清算人　永井　宏昌

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月二十九日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

広島県山県郡北広島町荒神原一二九二番地

社団法人亀山積徳社

代表清算人　折口　定智

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

福岡市中央区天神三丁目一〇番一号

特定非営利活動法人福岡資産相続相談センター

清算人　山﨑　隆弘

解散公告（第二回）

当公社は、福岡県知事の認可により平成二十四年三月三十日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

福岡県大川市大字酒見二五六番地一

大川市土地開発公社

清算人　福永　寛

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為第三十一条の規定による存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

長崎県松浦市福島町塩浜免二九九三番地五〇

財団法人福島町振興公社

代表清算人　太田　末男

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

熊本県菊池郡大津町大字森一〇〇〇番地

財団法人大津町体育施設等管理公社

代表清算人　木村　誠

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月一日開催の理事会の決議並びに大分県知事の許可により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

大分県別府市西野口町八番三〇号

財団法人永生会

代表清算人　永見　愛治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

宮崎県日南市園田二丁目一番地一

財団法人宮崎県南地域新地場産業創出センター

代表清算人　田原　義人

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月六日岩手県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

岩手県北上市上江釣子一七地割一一六番地

北上市黒沢尻西部土地区画整理組合

代表清算人　菊池　隆

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

山形県尾花沢市若葉町一丁目四番二七号

財団法人山形県おもたか奨学会

清算人　星川　保松